

平成 29 年度 環境教育等推進専門家会議（第 3 回） 議事録

【日時】 平成 30 年 2 月 19 日（月） 16：30～18：30

【場所】 TKP 赤坂駅カンファレンスセンター ホール 14B

【出席者】 飯田貴也 （特定非営利活動法人新宿環境活動ネット）
石坂典子 （石坂産業株式会社代表取締役）
石田秀輝 （東北大学名誉教授）
井田仁康 （筑波大学人間系教育学域教授）
大久保規子 （大阪大学法学部教授）
梶木典子 （神戸女子大学家政学部教授）
川嶋直 （公益社団法人日本環境教育フォーラム 理事長）
小澤紀美子 （東京学芸大学名誉教授）
島田智 （秋田県教育庁南教育事務所 仙北出張所指導主事）
棚橋乾 （多摩市立連光寺小学校長）
畠山信 （NPO 法人森は海の恋人副理事長）
宮林茂幸 （東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科教授）
中井徳太郎 （総合環境政策統括官）
松本啓朗 （大臣官房総合政策課長）
永見靖 （環境省 大臣官房環境教育推進室長）
池田怜司 （環境省 大臣官房環境教育推進室室長補佐）
米本善則 （文部科学省 生涯学習政策局参事官補佐）
濱野清 （文部科学省 初等中等教育局教育課程課教科調査官）
樺山大輔 （農林水産省 農村振興局農村計画課課長補佐）
藤原淳一 （林野庁 森林整備部森林利用課環境教育推進官）
河村憲一 （経済産業省 産業技術環境局環境政策課係長）
高橋涼 （国土交通省 都市局公園緑地・景観課緑地環境室課長補佐）
東 佑亮 （国土交通省 総合政策局環境政策課国土環境第一係課長補佐）

【議事次第】

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 議論の取りまとめ
 - (2) その他
3. 閉 会

【議事内容】

環境省・池田室長補佐： それでは、定刻となりましたので、平成29年度環境教育等推進専門家会議第3回目を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。委員の方におかれましては、席上に配付をさせていただいておりまして、傍聴者の方につきましては、環境負荷削減の観点からペーパーレスとさせていただいております。その点ご了承ください。

それでは、お配りしている資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず、次第です。そして、本日の資料、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行状況の検討について（報告）と書かれたものでございます。順序はちょっと逆になってしまっていますが、きょうお越しの大久保委員から意見をいただいておりますので、そのペーパーを配付させていただいております。参考資料といたしまして、1点目が環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、それから同法の基本方針、ホチキス止めた厚い資料となっております。こちらは会議後に回収とさせていただきます。2点目が委員の方の名簿になります。

以上が配付資料となります。落丁等ございませんでしょうか。もしございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、取材の方のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきたいと思えます。

本日は、12名の委員の方にご出席をいただいております。まず、今回初めてご出席される委員のご紹介をさせていただきたいと思えます。

秋田県教育庁南教育事務所仙北出張所の指導主事でございます島田委員でございます。

本日は、菅谷委員、田村委員がご欠席となっております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからの進行につきましては、小澤座長をお願いいたします。

小澤： それでは、皆様、年度末のお忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。これから3回目の議論を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まずは、事務局からご説明をお願いしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

環境省・池田室長補佐： それでは、事務局より、まず本日の資料の説明をさせていただきたいと思えます。お手元に報告書の案ということで配付しておりますが、そちらのご説明をさせていただきます。

この会議は、環境教育等促進法の附則に基づき、施行5年後を目途として、法の施行状況の検討を行うために開催しているものでございます。その議論の成果といたしまして、報告書をまとめることを考えております。本日お示ししているのは、そのたたき台です。こちらに基づいて意見交換を進めていく流れでお願いしたく存じます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目が目次となっております。

飛びますが、4ページ目、5ページ目は、環境問題や環境教育をめぐる状況ということで、背景事情を整理して記載させていただいております。

(1)では、中央環境審議会の総合政策部会において議論されている第5次環境基本計画(案)に基づき、環境問題をめぐる状況と今後目指すべき持続可能な社会の在り様を整理したものでございます。基本的には、同基本計画の引用という形で記載しております。

ポイントは、環境・生命文明社会、地域循環共生圏の形成であり、この実現に向かって人づくりをどう行っていくかを議論することが今回の守備範囲となろうかと思っております。

(2)におきましては、平成23年度の法改正後のE S Dと環境教育を巡る状況について記載させていただいております。一言で言えば環境教育の位置付けを明確にしたパラグラフです。平成28年度に政府が策定したE S D国内実施計画では、環境教育をE S Dが包含するという形で整理がされており、まずそこで環境教育の位置づけをE S Dとの関連から明確化しました。また、同じく政府が策定した「持続可能な開発目標(SDG s)実施指針」の中では、SDG sを達成するための具体的な施策として、E S D・環境教育の推進が盛り込まれております。環境教育の先にSDG sがあることが政府方針の中でも明確に位置づけられているということで、書かせていただきました。

また、この会議でも文科省からご報告しましたが、6ページ目の四角で囲んだ部分となります。日本ユネスコ国内委員会の整理となります。SDG sの中でもターゲットの4、教育の部分は非常に重要であって、17全ての目標の達成に貢献することが示されております。

さらには、2017年3月に告示された小・中学校の学習指導要領においては持続可能な社会の創り手を育成することが掲げられ、学び方の改善など、E S Dでこれまで取り組んできた内容が関連しているという点を書かせていただいております。

6ページ目、国民の環境保全の取組の実施状況、検討の基本的視点のところをご覧ください。第1回目の会議で資料としてご説明させていただいたところを中心に記載させていただいております。

13行目からになりますけれども、我が国では、古くから「もったいない」の精神や自然とともに生きる知恵とか伝統を育んできた歴史がございます。他方で、第1回目の会議でもご説明させていただきましたが、環境省が行う「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の結果を見ると、国民の環境配慮行動は、身の回りの生活の中で環境に取り組んでいくというところは非常に高い水準にあるものの、地域の環境保全のための取組への参加であるとか、環境配慮製品の積極的な購入であるとか、いわゆる社会を持続可能なものとして主体的に変えようとする行動の割合がそれに比べて低調となっております。また、持続可能な社会づくりへの参加意欲を高める上で、体験活動が肝になるかと思っておりますが、大人・子ども問わず、体験活動への参加が必ずしも積極的とはいえない状況がございます。こうしたところをどう改善し、個々の学びや施策につなげていくかという点が今回の検討のポイントであることをこの部分で明記させていただいております。

7ページ目です。6ページ目で示した検討の視点から、学びの方向性はどうかという点を書かせていただいております。第1回目、第2回目のヒアリングで得た知見とそれを踏まえての意見交換の内容を主にまとめさせていただいております。

また、前回の会議で宮林委員から、人や経済のつながりを生み出すことが重要ではないかというような問題提起をいただきました。また、第1回目のゲストである指出編集長からも、環境関連人口というキーワードで示されませんが、体験活動を通じてこうしたつながりを生み出していくことの重要性をここで書かせていただいております。

続きまして、9ページ目となります。施行状況の検討と今後の施策の在り方をまとめております。大まかに整理すると(1)、(2)は場、(3)、(4)は年代という切り口で整理をしております。

(1)学校については、学習指導要領を踏まえた対応、特に教科横断型の実践を行う教員の育成の充実を掲げさせていただいております。

(2)地域については、大人や子どもの体験活動への参加をどう促していくかという点を書かせていただいております。

(3)若者については、国連ESDの10年の後継プログラムであるGAPでも優先行動分野として掲げられていることから、柱の一つ設けさせていただきました。若者の参加をどう促していくかという点を中心に書かせていただいております。

(4)大人については、主に社会人の参加をどう促していくか、特に企業における人材育成の促進について触れさせていただいております。

続きまして、12ページです。法に基づく個別制度をどう活性化するかということを書かせていただいております。13ページで、各制度に共通する課題とその改善策を書かせていただいております。第2回目の会議で石坂委員からご提案があった内容もここで反映させております。また、石坂委員から「体験の機会の場」の持つポテンシャルについてもご発表があったかと思えます。そうしたポテンシャルを踏まえつつ、体験の機会の場を積極的に盛り立てようという方向性をここで記載しております。

長々と申しわけございません。最後はパートナーシップの推進ということで、13ページになります。多様な主体によるパートナーシップというのは、SDGsの基本的な考え方である5つのPの1つでもあります。ESDや環境教育が目指す環境、経済、社会の統合的な向上を図るためには不可欠な要素であることから、独立して柱を設けさせていただきました。内容といたしましては、第2回目の会議でご説明したESD活動支援センターや、今回の会議の論点でも掲げた企業の参画についてもここで触れさせていただいております。

事務局の説明は以上です。

小澤座長： ありがとうございます。皆さん、一気に伺っていていかがですか。大久保委員からメモが出されております。それを先にご説明したほうがよろしいでしょうか。後で大丈夫ですか。では、後でまた。

それでは、今ご説明があったところでこれから意見交換に入りたいと思いますが、どんなからでも結構ですので、どうぞご意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。切っていったほうがいいですか。どうでしょうか。皆様のご意見を出しやすい方向で行きたいと。大きな項目の1、2、3、4と行きましょうか。それでは、まず1番、両括弧が2つありますけれども、環境教育をめぐる状況についての論述がありますが、そこについてご意見いかがでしょうか。では、大久保委員、お願いいたします。

大久保委員： ペーパーを出しているのですけれども、(1)と(2)にかかわるところについてだけ、まず申し上げたらよろしいでしょうか。ありがとうございます。

実は私、前回休んだときを利用いたしまして、欧州委員会、ドイツの環境省等々、環境NGOを含めまして12カ所ぐらい、環境保全活動の取組を促進するために、どのような施策をとっているかということについてヒアリングをしてみましたので、休んだ分、インプットをしなければいけないと思って、今回、短いペーパーをつくったのです。

最初の1の(1)は環境基本計画を引っ張ってきたと。(2)はESD、環境教育を特出しして、これは大変重要なことで、環境教育等促進法の特徴を出すという意味でそういった項目が設けられているのが重要だと思うのです。

もう1つ重要なのは、(2)になるのか(3)になるのかわかりませんが、環境取組自体の促進に関しまして、どのような国際的状況、あるいは国内状況があるのかということを入れるべきではないかというのが私のペーパーの1枚目の表裏の部分でございます。

ここの報告書案にあるように、SDGsが大変重要な役割を果たしていると思うのですが、環境教育等促進法というのは、もともとリオ宣言の第10原則で、全ての主体の参加が環境問題の解決には必要であるということを受けて、環境基本計画の長期目標にあらゆる主体の参加の実現ということが掲げられて、この法律はまさにそれを実施するための法律であると思っておりますので、それに関する最新動向が入っていないのは寂しいと思っております。

具体的には何かといいますと、国際的にみると参加の促進、環境保全取組の促進というのは目標16の問題であると位置づけられております。日本では目標17にパートナーシップが入っておりますので、17の問題と捉えられることが多いのですが、17は開発援助を含めまして、グローバルなパートナーシップに主眼がありますので、もちろん17は関係がありますが、日本は17でやろうとしているというのと、どの国で聞いても目標16の間違いでしょと指摘を受けます。16の中は、小項目をみていただきますと、そこに米印の2つ目で、全てのレベルでの参加型の意思決定の保障という項目が入っておりまして、まさに環境保全取組の促進は目標16をてこにして、SDGsを使って促進していこうというのが国際的な流れですので、これを使わない手はないというのがまず基本的な部分であります。

それに加えて、あらゆる主体の参加ということでいいますと、2010年にバリガイド

ラインというのが設けられまして、現在の基本方針にも入っておりますように、国の行政、立法、司法全ての関係者のキャパシティービルディングが重要だなどということが強調されております。こういった国際的な流れをきちんと押さえて記述しますと、本報告書案の中でもさまざまな環境研修の実施ということが入っておりますけれども、そういうグローバルな日本も支持したバリガイドライン等に基づいて施策を打っているという体系的な整理がなされると、日本の取組を打ち出す上でも大変インパクトがあるのではないかとというのが1枚目で申し上げていることでございます。

また、裏に書いていただきまして、国内の法律でみますと、地域での取組が非常に重要であるということがうたわれていて、(4)に記載いたしましたように、地域レベルでは参加、協働の横断的な参加条例が約4割の自治体で制定されていて、これを環境分野に限らず、環境問題とその他の地域問題の解決に活用していくという方向で活用している自治体も少なくありません。

また、環境分野ではいろいろな法整備もなされていて、特に下線を引きましたような新たな参加、協働の促進のための法制度が整備されてきておりますので、最初の新たな動きの中では、こういうせっかくやっていることは、もったいないので、きちんと全体の施策の中に位置づけていくべきではないかという意見でございます。

小澤座長： ありがとうございます。多分、その辺はこれから書き加えて、対応できることでもあるし、実際に地域で具体的にやっているところもありますので、そこは明記されると思いますので、何か環境省側からお伝えすることはありますでしょうか。

環境省・永見室長： ご指摘を踏まえて、(1)については環境基本計画を引っ張ってきているし、(2)は分野がちょっと違うと思うので、(3)を起こすのかなと思っております。1つ申し上げたいのは、我々の誤解もあるのかもしれないのですが、SDGsについては、日本国内ではパートナーシップというのは17という認識がございます。また、先生のペーパーを拝見しても、SDGs目標16というところで、情報アクセスの保障と参加型の意思決定の保障、法の司法アクセスの保障ということで、どちらかという司法、立法の部分が強いのかなと思います。ただ、日本でパートナーシップといった場合は、事業、社会づくり、地域づくりへの参加も強調されるところでございますので、16、17とあわせて、立法、司法への参加という観点は抜けていたというところはそうなのかなと思いますので、可能な範囲で記載したいと思います。

小澤座長： よろしいですか。

大久保委員： もちろん17を排除するものではありません。両方書けばいいと思います。

小澤座長： そのほかいかがでしょうか。宮林委員、お願いいたします。

宮林委員： 全体として非常にうまくまとめられていると思うのですが、今現在、日本がぶち当たっているところで、技術教育をどう進めていくかというところがあって、技術教育がなかなか進まないというのは、技術がどんどん発展する中で、新しいものをどんどん教えていくのですが、一番原点のところをどうフォローしていくか。林業でいうと機械、機械、機械に入ってしまうのですが、それをやってしまうと森林をみないで木を切るところに重点を置いてしまう、わからないままに経済発展が進んでいってしまうことがあります。中小企業にしても、農業にしても、そういう重要なところ、原点をみないでそちらを優先していくところがあるのではないかとありますので、この中にも書いてあるのですが、技術教育という側面の中にも、きちっと環境教育の側面を入れていく必要があって、それが原点になれば全員の関連性がみえてくるのではないかと感じる受けましたので、発言させていただきました。

小澤座長： ありがとうございます。基本的に第5次の環境基本計画（案）をベースにしていれば、その地域に古くからある技術も見直されているわけです。そういうものを含んでいると考えたほうが良いというご意見として受けとめてよろしいでしょうか。実際には地域でやっている事例を私も見聞きしますが、そういうニュアンスをまた後で私も読み直してみます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。——今、大きな1の(1)と(2)をあれしましたけれども、次に大きな項目の2の国民の環境保全の取組の実施状況と検討の基本的視点のところ、ここでは皆さん、多分ご意見がいっぱいあるのではないかと思います、いかがでしょうか。お願いいたします。

石田委員： 7ページの7、8、9行に書いてあるのですが、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」というのが、体験活動をしたら本当にそうなるのですかというところが、私は前回からずっと同じようなことを思うのです。もちろん自然の中で子供たちがいろいろなことを体験するというのは、前回、若林さんがお話しされたので、それはそれで私は全然否定するものではないのですが、それが本当に持続可能な社会づくりへの主体的な参加というところとつながっていくのですかというあたりの議論が抜けているというか、ちょっと足りないような気がして仕方がない。

何がいいかという、これから地球環境はよくなるわけではなくて、ますます悪くなるしかないわけです。要するに、今まで我々が経験したことがない厳しい地球環境制約の中で、わくわくどきどき、心豊かに暮らす子供なり大人たちを育てなければいけない。そうであれば、こういう体験学習を通して一体何を学んでほしいのか。そういう切り口がすぽんと抜けて、何か体験をすれば、もちろん自然のことを感じたり、いろいろなことを

感じるからそれはそれでいいことなのだけれども、もう一步踏み込んだ視点が要るのではないのだろうか。そこの部分がどうしても最初から気になって仕方がなくて、4人の方のヒアリングをやっても私はまだ払拭されないのです。

いろいろなアクションをみていると、結局、自然という部分の話と節水や節電というような2つの極端なところに分かれていて、制約の中で豊かであるライフスタイルというか暮らし方の形みたいな議論が、何か間が抜けているのではないのだろうかという気がしています。これは私の読み方が甘いのかもしれませんけれども、思いとしてはそのあたりを少し補完すべきではないのかというような気がしています。

以上です。

小澤座長： とても貴重なご意見ありがとうございます。そのことについて、では棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員： 後で学校教育のところでお話をしようと思っていたのですが、石田先生がご指摘くださったので発言させてください。やはり体験はとても大事なのですが、体験で終わってしまったら学びにならない。実際に学校で指導していても、体験で終わってしまうとイベントになってしまうのです。子供たちの中にしっかり定着するような学びとするものとしてやっていくためには、子供が自分の発想で、体験をきっかけに、詳しく調べたり、ではどうしたらいいかということを考えたり、小さなものですが、アクションをやってみたり、行動や発信してみたりそれをまた振り返るといような、一連の問題を発見したり解決するプロセスをふんだ学びが必要です。どのような体験でも、子が心に刻みつけるためには、体験前後の学びが必要です。そうでないと、先月行ったよね、何だっけみたいな話になってしまう。しっかり心の中に落とし込んであげるためには、体験の促進と、学びという言葉が欲しいと私も感じます。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。今のことに関していかがでしょうか。石坂委員、お願いいたします。

石坂委員： 子供のための環境教育ではなくて、あくまでも大人も含めた環境教育の体験活動とした場合に、私どものところに来ている団体様の中には、過去に郵便局の局長さんの研修ですとかNTTさんとか東京電力さんとか、企業の方たちも体験活動をされに来るのです。目的としては、環境の中で何が問題なのか、知らなかったことを知るというところがこの体験活動の大きな意義ではないかと思うのです。

今まで関心のなかった本質的な部分を実際に現場をみることによって気づいていくことが大切ではないかと思っています。体験したことによって何が得られていくのか。単なる

イベントにならないようにするためにどうしたらいいかというところで、我々が今活動の中で取り組んでいるのが、体験活動した場所での自身の考えや学びの結果を必ずその場で振り返りで発表させることです。自分の考えや価値って一体何だろうということを必ずその場で、その活動を通して感じさせること、振り返りさせるプロセスを入れるのは非常に重要ではないかと思います。

8ページ目の14行目に、「五感を使った体験を通じて、みずから考えるというプロセスを設ける」。自ら考えるというプロセスだけではなくて、真の考えや学びの結果を発表し、振り返るプロセスを必ず入れるというのは1つ入れたほうがいいのではないかと。そうすることによって、単なるイベントで体験したではなくて、それを通して自分は環境のことを知って何を感じたのか。それから、自分の行動をこれからどうしていくのかということ自身に気づかせるというのが、この体験活動の目的ではないかと思いました。参考まで。

小澤座長： 大事な意見ありがとうございました。それでは、川嶋委員、お願いいたします。

川嶋委員： 石田さんがおっしゃった課題は、私は30年、自然の中での体験を通した環境教育をやっていて、ずっと自分が自分に問うている課題で非常に重要なことだと思っています。

私は、文言をこうしたほうが良いという簡単な指摘はないのですが、私が整理して合っているかどうかなのですが、例えばわかり方として、論理的なわかり方と体験を通したわかり方があると。それはだから、〇〇が〇〇だよ、後でテストに出るからねみたいなわかり方ではなくて、自分の体験を通してわかったほうが良いというのは全くそうだと思うのです。社会へのかかわり合い方は、ただ体験を通しただけでは生まれない。あなたがかかわることで社会が変わるのだからというのは、全然違う軸の話だと私は思っているのです。

1つ思うのは、棚橋先生がさっきいわれていたことが私がこれからいうことに近いのかどうかかわらないのですが、何か具体的な課題にかかわりながら学んでいく。地域が抱えている課題なのか、地球が抱えている課題なのか、あなたが抱えている課題なのかということを教育の内容として取り上げていくというのは、特に学校教育の中では、地域の中でそれに関する利害関係が起きるステークホルダーが親でいたりということもあるので、学校の先生は一般的な課題、地球規模とかはやるのだけれども、地域が抱えている課題は割と取り組みにくいし、取り組まない傾向があるという話は前に聞いたことがあるし、そうだろうと私は思うのです。いや、それを思い切ってやるのだとおっしゃっていた先生もいらっちゃって、要するに教育の場ではそういうことをしていかないと、それであなたはどうするのという話になっていかないということを議論した覚えがあります。社会にどうかかわれるのかということと、どういう社会がいいのかということと、ただ考えるということと、アクションを自分が起こすかということはフェーズが多分違うのです。

最後に、私が思うのは、今までやってきた中で割と良いと思うのはモデルを示すという

ことなのです。ああいう人という感じ。あるいは、こういう働きというのをみると、それならできそうだと。何かゼロからつくるというのは非常に大変なことで、特に教育者がいいモデルになっている場合はすばらしいと私は思うのですけれども、石田先生の話に触発されて、本当にそうなのですよという感じで感想を述べさせていただきました。

小澤座長： ありがとうございます。8ページに中黒で書いてあるところは、要素として挙げておりますけれども、きっと学習はプロセスだと思うのです。だから、その辺のご意見が、石坂委員、石田委員は単なる体験ではいけない、そこで何が生まれるかというところは本人自身が学ぶこと。あるいは、私も現場にいて思うことは、教師だけが教育しているのではないのです。教師も子供から学んでいるわけです。

そういったところを含めて、今いただいたご意見も書き込みができたらと思いますが、いわゆる認知的な側面だけを体験で対応しようとしているわけではないですね。非認知的な側面、意欲とか、やはり地球が、この地域の自然がおかしくなっているとかということにも気づいた上で行動を起こしていくようなものが求められるということで、ここでは幼児から大人まで含めて書いています。それはやはり乳幼児からも一緒にお母さんと、あり得る話ですから、私たちがどのようにしていくのかというところは、持続可能な地域、あるいは自然の生態系の仕組みをきちんと担保していくということが求められているということで、この辺の書きぶりも、きょうお話が完結しなくても、また意見を寄せていただければありがたいわけですね。その辺を含めて、またご意見を加えたい方、あるいは今いただいたご意見に対して環境省から何かありますでしょうか。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご意見ありがとうございました。ご指摘のあった部分は、どのステークホルダーにも共通する要素を書き込ませていただきたいと思います。例えば7ページ目の7行目、『『持続可能な社会づくりへの主体的な参加』と、その意欲を育むための『体験活動』を促進』と書いておりますけれども、ここが今回の報告書の肝となっている部分でございます。今のお話を伺いますと、体験というのは自然体験のみならず、例えば人との交流体験であるとか、人生を考える上での社会体験であったりとか、体験の幅も広げることが重要ではないかというご指摘であったと理解しました。

また、体験が単に触れて終わりというものになることへの危惧もご意見の中にございました。それはそのとおりかと思えます。そのため、体験活動の要素の中に、自分事にするような振り返りのプロセスを示す方向で整理させていただきたいと思えます。

小澤座長： 梶木委員、お願いいたします。

梶木委員： 今、まとめていただいたことですごくいいと思うのですけれども、きっとDNAにすり込まれるような感じる体験、染み渡るようなことを幼いころから身近な中で経験でき

るような場の提供、それがあれば回っていくのではないかと思います。先日来、身近な場所で公園というのも出ていますけれども、子供が減ってくる中で、これから人口が減少していく社会で、いかに近いところで経験できるか。日常的なところから感じて、もうちょっとふだんできない体験の場になっていくほうがいいのかと思いますので、まずは触れて感じるということだと思います。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。かつて文科省でも、はい回る体験学習といわれたことがありますけれども、今、そういう言い方はほとんどなくなって、「主体的・対話的で深い学び」と「深い」がついている。だから、今のご指摘は、私たちは古来から浸透方式というのでしょうか、私は中国でその言葉を聞いてきているのですが、日本のやり方、総合的な学習は浸透方式ではないかと。そのときの課題は横断的なイシューに対してどうアプローチするか。単なる1つの体験ではない。だから、ご年配の方は分別をやればやるほど細かく分けなくてはいけない、疲れたわというような言い方をされてしまうのです。でも、最終的に行き着くところは、資源のない国で、ではその資源の素材を我々がどう生み出すかという発想まで加えた体験でないと、それこそ深い学びにもつながっていかないし、社会システムを変えるところまでいかないのではないかと思います。そういったところを集約して8ページに書いていますから、その辺も少し場面を想定しながら書く必要があるかもしれません。

ただ、7ページにあります上の図をみると、本当に日本人はいわれたことを生真面目にやるというだけなのです。でも、それだけでは今限界になってきて、もう少し深い学びにつながる体験のあり方も考えていく必要があるのではないかと。だから、多分感動すること、石坂委員がこの間レポートしてくれた、子供たちは自然の中に入っているとやはり様相が変わってくるわけです。その中からどう気づき、そしてアクションして、また反省的实践者としてやっていくとか、ほかの地域に行ったときに前とどうして違うのだろうという発想もまた必要になってくるのかもしれないと思います。こういう報告書はどこまで深めて書くのか私にはわからないところもありますけれども、少し文言を精査して対応させていただければありがたいと思います。

棚橋委員、よろしくお願いたします。

棚橋委員： 今、話し合っているのは、きっかけとして7ページの7、8、9行目のところだと思うのです。ここは第二章にあたる基本的視点というくくりになっていますので、大きな目標を示すのがよいともいます。例えばESDでは自己変容とか社会変容という言葉大きな目標に掲げているように、ここは持続可能な社会づくりということに向けた目標にとどめていいのではないかと思います。体験活動については、次の大きな3番の中で取り上げて、さっき石坂委員がおっしゃっていたように振り返りをするとか、これは子供に限っ

たことではないです。大人もしっかりと振り返る、話し合う、行動するという具体的な話の方向性へもっていくという書き方の切り分けをしたらいかがでしょうか。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。ここはまた池田さんに考えていただいて。今、返事をしなくてもいいですね。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご意見ありがとうございます。梶木委員、川嶋委員のご意見にも共通することかと思いますが、身近な場とか課題を通じて小さな一歩を踏み出しながら、より大きな変容につなげていくという視点かと思います。また、棚橋委員からは書き方の構成として、目標と手段の書き分けをしてはどうかというご意見かと思いますので、持ち帰って整理をさせていただきたいと思います。

小澤座長： 3の7ページ以降のところでご意見いかがでしょうか。石坂委員、お願いいたします。

石坂委員： 何度もすみません。7ページ目のところなのですが、体験の機会の場の学びの大きな特徴として、単純な学びの場所以外に、地域の魅力を地域内外に発信していき、地域がもともと持っていた自然や人や歴史や文化、技術などの資源の交流になっています。先ほど座長がお話されたように、子供から逆に学べるものもたくさんある。要は外から来た人たちがたくさんいると、自分たちが気づかなかった地域の魅力の再発掘につながっていたりすることってすごくあります。都心から一番近い埼玉県の余り人が来ないようなところに何の魅力があるのかと自分たちの地域の人たちは比較的思いがちなのですが、実際多くの方が全国から来られ、こういったところが違うのねという話などをさせていただくと、自分たちが気づかなかった地域の魅力を教えていただける。ドーナツ現象ではないのですが、中のことを知らない方たちが外から刺激を与え、再発見していく場にもなっているかなと思いました。

実際、子供から大人までが体験活動をして、自分が本当に楽しかったことや実践したことは、どうしても人に話したくなると思うのです。実際、我々のところに訪問に来てくださっている方たちは、ほとんどが口コミによるものなのです。自分の体験したことを人に伝えていくというところに大きな気づきがあったのではないかと感じていて、ことし1月に環境省様と共同事業でやらせていただいた全国8校の高校生たちにキャリア支援することで、後日、生徒と一緒に体験した東京都の瑞穂農芸高校の先生から、逆にすぐ175名を連れて御社に伺いたい、それを受け入れてくれますかという問い合わせをいただいたぐらいですし、どなたかが体験して、これは子供たちの教育のツールとして十分使えると感じていただいた方が、そうやって波及してくださるといのはすごく大きな影響だと感じて

います。

また、先週、一橋大学の先生がカナダ大学との交流プロジェクトの一環として30カ国、50名の生徒を連れて私どものところに来てくれました。資源循環型社会を実現するためにはどうしたらいいかということ、日本の里山の多面的価値を海外の人たちに考えてもらいたいという課題の勉強の場だったのですけれども、活動拠点を設けることによってさまざまな融合というか、交流が発展していくということが体験の機会の場の1つの魅力ではないかと思しますので、意見として1つ参考にしていただければと思います。

小澤座長： ありがとうございます。とても大事なご指摘だと思いますが、そのほかいかがでしょうか。井田委員。

井田委員： どこで話すかというのはちょっとあれなのですが、1番から4番までかかわってくるのですが、1番の最後のところで共生という言葉がたくさん出てきますよね。共生というのがキーワードになっているのですが、せっかく共生をワードにしたのにほかのところでは余り使われていない。私が解釈した共生というのは、今までの話にありますけれども、ほかの世界とほかの世界を結びつける、それが共生かなと思っています。具体的には、先ほど出た自分たちが地域に行って何かを感じるということも当然違うところの共生だと思うのです。そういう意味では、共生という言葉をちりばめていくことによって、体験するということが共生にかかわっていろいろなことがわかっていくというようなところでまとめられるのかなと思いました。

4番に行ってしまうのですが、特に都市部では云々とありますが、では農村部で自然体験活動をしているかという、今はほとんどされていないです。むしろ学校が統廃合して子供が遊べなくなって、うちに帰ると友達がなくて家の中で遊んでいると。反対にそういうところに都市の子供が来たときに、都市の子のほうが自然体験しているかもしれないです。そういうところで、都市の子と農村の子が結びつくことによって、農村の子が自分たちの地域にこんなことがあるのだという意味では、違った世界の子が来て自分の世界を見直すというようなことが可能になってきて、それがまた共生になっていくのではないかと。そういう意味では、共生という言葉結構ちりばめながらこの報告書を書いていただくと、環境教育の意味がもっと出てくるのかなと感じました。

以上です。

小澤座長： そういった意味では、東京都心というのか、大田区のある中学校は、その地域が勝海舟とかかわる場所だったので、海援隊ではなく農援隊というクラブをつくって東北の子供たちを応援に行っていて、都会の子供たちは農業のことを、今度は農村地域のお子さん、中学生が、都会の子がそのようにして考える、それで地元の農業を見直すということもあったのです。ですから、そういった意味で共生、それから子供たちもお互いの交流からも

学ぶということであり得るので、多角的な視点からこの報告書を書く予定ではありますが、どうまとめるかは簡単にはいえないというところで、私はなるべく池田さんの目をみないようにして今お話ししています。きょう、私は意見を拾う役割をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとはいかがでしょうか。宮林委員、お願いします。

宮林委員：好きなことをいって申しわけないのですけれども、今の意見、大変賛成なのです。要するに地域の中には大人とお年寄りと子供たちがかかわったコミュニティー、例えばお祭りみたいなものがあるわけで、そのお祭りの発展は、まさにその現場は教育の現場であって、子供たちは子供たちがその中で教わるものがあり教えていくものがある、実年齢はお年寄りから教わるものがあり教えていくものがある、ご婦人たちはご婦人たち、いろいろな場面場面がコミュニティーから生まれてきている。環境問題が発展する中で、あるいは経済、社会が発展する中で、コミュニティーの中身が大分変わってきて、それにかかわるところが少なくなってしまった。だから、こういうものが進んできたので、めぐる現状と学びの方向性でつながりをちゃんとつくっていかうではないかというような1つの方向性が書いてはあるのですけれども、歴史的な展開、過程みたいなところのつながりもあってよかったかなという感じを受けました。

小澤座長：大切なご指摘ありがとうございました。近代化の過程でコミュニティーが分断化され、個々の人間も世代を超えて分断化されているところがあるかと思います。それが3.11で地域のきずなとか、その地域のもともとの築いてきたものの大切さを教えていただいたわけですが、そういった視点も含めてのコミュニティー、共生という言葉を入れていく必要があるかもしれません。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員：重箱の隅みたいな話で申しわけないのですけれども、7ページの19行目に「学習指導要領の前文や総則に」と書いてあるのですが、ほかにも入っています。同じような記述が後で出てくる。9ページにも「総則に」と書いてあるのですけれども、これはとってしまったほうがいいのではないかと。「学習指導要領に持続可能な社会の創り手」と読んでいいように思います。

25行目に全体を通してここだけ「社会、文化、経済及び産業」と書いてあるのです。ここに「産業」がぽんと入ると違和感があります。

以上です。

小澤座長：ありがとうございます。その文脈の流れは考えてみないといけないですね。

そのほかいかがでしょうか。――では、3のところは今の意見を踏まえて書いていくと

ということで、4のところそれぞれの場、学校、地域、若者、大人ということで書いてあります。一括でも、どこからでも入ってよろしいです。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。柵橋委員、お願いいたします。

柵橋委員： 9ページの(1)学校教育のところでお話をさせてください。学校で環境教育をやっていくときに、ESDの視点はとても重要なのです。SDGsのように、環境だけでなく社会面での取組の指摘もとても重要なところで、ともすると自然環境がないと環境教育はできないのですというような意見が聞かれることがあります。そうではないのだということをしかり示す意味でも、もうちょっとESDについて書いていただけたらと思います。

そのときに、ESDでは持続可能な社会をつくる価値観の育成ということと、実践力の育成と2つ大きな目的があるのですけれども、学校教育、特に小・中学校に来ている子供たちはまだ子供ですから実践できることは限られているのです。その意味では、前回も申しましたけれども、実践するための資質・能力を養うことは教育として必要な部分であり、国立教育政策研究所が平成24年にまとめたESDの研究のところでも7つの能力・態度ということで指摘をされているところなのです。ですから、気持ちの上で守っていきこうという価値観の部分と、そのためにこういうことができるようになったらみんなで協力してやっていけるという能力・態度のところと、その両面をぜひここに示していただきたいと思います。もう一点、どこへ書いたらいいかというのはまだちょっとはつきりしないのですが、5ページにGAPの5つの優先行動分野が書かれています。けれども、このうち②の機関包括型アプローチのところは、学校でいえばホール・スクールアプローチ、学校全体で取り組むという意味合いがあるのです。学校現場教育用語でいうと教育課程全体で取り組むという言い方になります。総合的な学習の時間や特別活動だけで取り組むのではなく、教科も含めた学校の教育活動全体で取り組むことです。

教育課程全体という教育的な言葉でなくてもいいのですけれども、学校教育全体で取り組むのだということを示記していただけるとありがたい。

さらに1つ、SDGsを明記していただきたいことをお話しします。

SDGsを学んだ子供たちの反応として例えば、ユニセフ募金を児童会でやっていた。それは持続可能な社会をつくるために必要な、世界の飢餓とか第健康の問題とか、に役立っていたのだという気づきをしたのです。ですから、17のゴールは、子供たちが今までばらばらにやっていたものを持続可能な社会をつくるという1つの大きなテーマで価値づけしてくれるものだということです。SDGsの言葉が1つも入っていないのですが、小学校であっても十分に大きな影響があるものだということを示していただけたらと思います。

長くなりましたが、以上です。

小澤座長： 今の学校教育における中にSDGsも入れたほうがいいということですね。ありがとうございます。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご意見ありがとうございました。学校教育に係る部分につきましては、文部科学省が所管でございますので、文部科学省とも話し合いをしながら整理を
してまいりたいと考えております。

小澤座長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。宮林委員、お願いいたします。

宮林委員： 地域における取組のところで、書きっぷりはこれでいいと思うのですが、もう1つ加えていかなければいけないのが、両者が共通に物をつくっていく。先ほどの片方が片方に交流していくというのではなくて、共通の森をつくるとか、共通のふるさとをつくる
とか、一緒に物をつくっていくのだという交流が、比較的うまく環境に対する考えを共通項としてもつ機会になるのではないかと思うので、そこを入れてもらうといいのではないかと思
いました。

小澤座長： わかりました。ありがとうございます。それでは、飯田委員、お願いいたします。

飯田委員： そうしましたら、順番に学校教育における取組と地域における取組で1点ずつお話を
させていただきたいと思えます。

1つ目の学校教育における取組の中で、特に9ページの33行目から35行目あたり、学校教育の支援に係る部分はずごく重要なのではないかと考えています。私のやっている新宿のNPOでは、学校教育の環境教育を支援する事業として、新宿の環境学習応援団という事業をやっておりまして、企業ですとかNPOですとか大学、学生を含めて、さまざまな環境活動をしていたり、環境教育にかかわる意思のある方を人材バンクとしてネットワーク化して、学校の先生方にご紹介したり、学校の授業をやるに当たって、授業づくりのコーディネートをしたりというようなことをやっているのです。

もちろん学校の先生は各教科を教える専門家であり、子供たちと接する、コミュニケーションをとるという意味では専門家だと思うのですが、一方で企業とかNPOとか、さまざまな現場で現在進行形で進んでいる問題に対して取り組んでいる人、本物から学ぶというのは子供たちにとってもすごく重要だと思っていて、学校の先生以外に企業、NPO、民間からも学校の環境教育に入ってきてもらうような仕組みはずごく重要だと思
っています。

それに当たって、特に33行目のところで、国及び地方公共団体に加えて、企業とかNPOとか大学とか研究機関を含めて、そういうさまざまな環境教育、環境問題にかかわるような人にも学校教育を支援してもらえるようなことに関してははずごく重要だと思
っているので、そういう視点も学校教育における取組のところで入れると、よりよくなるのかなと思
っているところです。

もう一点、地域における取組のところ、こういう報告書にどこまで具体名を入れるのかというのは難しいところだと思うのですが、地域の取組の中で、施設として重要な役割を担っているのは、それこそ川嶋さんがやっていたりするような自然学校であったり、日本の場合は歴史的に公害教育も環境教育の中ですごく重要な役割を占めていて、公害資料館というのも1つ重要な施設なのかなと思います。

私は新宿区立の環境学習情報センターという環境に関する公共施設のスタッフをやっているのですが、いわゆる環境学習施設、リサイクルプラザであったり、エコセンターというものだったり、名前はまちまちだと思うのですが、行政の運営する公共施設である環境学習施設も大きな役割を担っているかなと思っております。

なので、どこまで具体的に記載するのかというのはあれなのですが、自然学校であったり、公害資料館であったり、環境学習施設であったりというのも環境教育を進めていく上ではとても重要な施設であると思うので、そういう施設のより一層の発展を目指すとか、あとは10ページの23行目の「地方公共団体や教育委員会等に周知したり、実践者の交流の機会等を提供していくことが有効と考える」というのも私はすごく賛成するところです。それぞれの施設の職員同士の交流を促したり、いろいろな地域に同じような施設があるので、そういう施設同士でノウハウとか経験値のような知見を共有したいという施設同士の連携、協働を促すというのもすごく重要な視点なのかなと思うので、ここにどれくらい書き込むかは別にして、そこはすごく重要なかなと考えています。

小澤座長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。梶木委員、お願いいたします。

梶木委員： 簡単に。学校教育の一番下のところに、「例えば『英語で自然体験』」と書いてあるのですが、例えばが英語で自然体験ではないほうがいいかなと思ったりするところが1点あるのです。もう少し違う事例が入ったほうが。こんなに短絡的でもいいのかなと思ってしまいますので、そう思って書かれているのではないのかもしれないのですが、時間的に余裕がないということで始まっている段落で、小学校などだったら、なかなか外国語活動できる人がいないというのが大きな課題になっているところで、なおここで英語で自然体験を入れてしまうのだろうかというところはちょっと思いました。

もう1つ、地域での取組のところ、今までたくさんのステークホルダーの方がおられると思うのですが、私が最近、地域でいろいろな活動をしているときに、まちの中で工務店さんなどが、リフォームだったり空き家を壊すとかというときに学生がかかわっていくと、すごくいい環境教育になるのだなと。これまで余り環境教育と思っておられないところも、空き家問題などを考えていくと、そこに若い人が絡んでいくと、そういう家の暮らしぶりとか、暮らしはこのような面を考えておかないといけないというようなことに気づくところがあるのです。これまでに余りかかわってこられていないところ、まちの中にいっぱいそういう方はおられるので、どんどん取り込んでいくみたいな視点が入ると

いいのかなと思いました。

以上です。

小澤座長： 国交省さんもこの法律の中には入っているのです。水辺の楽校だけではないと思うのです。例えば、私がかかわっている景観まちづくり学習で、古い地域で高校生、それこそ地域では大学、大学生等が取り組んで、地域創生的な視点をもちながら次のわざを伝えていく取組がありますので、そういったところがどこまで書き込めるかというのがありますが、注として書き込むということも考えられるかもしれません。またそこはご相談させていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。まず、大久保委員、その後、秋田の方、お願いします。

大久保委員： 今、環境教育の施策の部分について議論がなされていますけれども、環境教育のところについての話でいいでしょうか。その後、そのほかの協働取組関係はまた分けて議論しますか。

小澤座長： その後、行こうかなと思います。

大久保委員： わかりました。では、環境教育関係のことを申し上げたいと思うのです。先ほど地域体験というものをどのように社会の変革、主体的な参加につなげていくかという話がありました。現行基本方針には、ボランティア活動の促進という項目が入っておりまして、両方の体験したこと、体験の中にはボランティア活動も入るのでしょうか、それを変革につなげていくというのは、今まで肝の部分でどこに響くのかというお話がなされてきましたが、それと同時に私からももう少し技術的といいますか、資源の導入というお話をしたいと思うのです。

提出いたしましたペーパーの2ページ目の3、今後の施策のあり方の(1)なのですが、例えばドイツでは市民の3分の1が環境だけではなくて、まさにESD的な取組、社会参加活動を行っているといわれていますが、それはただ単にドイツ人が環境意識が高いとか、参加意識が高いということではなくて、その基礎にさまざまな施策の担保があるということがいえるのではないかと思います。例えば、青少年ボランティア活動法や連邦ボランティア活動法によりまして、宿泊、食事を無償提供して、若干の小遣いを公的資金で出して、環境だけではなくてその他のボランティア活動も含めて参加できる制度が設けられていて、年間何万人の方が参加しているということでございます。

では、その財源をどこからもっていくのかということなのですが、日本でも最近、休眠預金法などができまして、民間公益活動をきちんと促進していくためには財源の担保も必要だというお話も施策に上がってきておりますので、実施していくための資源の強化も重要ではないかと思います。

(2)で書きましたのは、何人もの方からお話が出てきていますように、個々のいろいろな取組がなされているので、連携をつくってハブを形成していくということが個々の取組を面的、継続的な取組につなげていくということになるのではないかと思います。その意味で、報告書案にも最後の(6)のパートナーシップの推進でESD支援センターの名前が挙がっています。ESD支援センター、EPO等、中間支援組織をハブとして形成していくといったようなことが(6)で書かれているのですけれども、個々の取組を参加の継続的、面的な広がりにつなげていくということでの役割の重要性という形で少し書き加えることができるのではないかと思います。

島田委員： きょう初めて参加させていただきました島田と申します。雪深い秋田から出てきましたので、何か一言お話ししないと役不足だということになりますので、学校教育における取組のところでお話をさせていただきたいと思います。

先ほど棚橋先生からもお話がありましたけれども、ESDの視点をもうちょっと入れていただければと思います。それから、学校教育における取組という文章の中に、子供がみえてきていない。せっかく学校教育なので、子供がみえるような書きぶりにしていただければということを感じながらみさせていただきました。

もう一点は、学校教育における取組とか、地域における取組とか、若者における取組というように項目を分けて書かれていますけれども、実は全て相互リンクしているのだというような内容をどこかに書いていただければ、それぞれ単独でやっているのではなくて、全てが繋がっているということがわかっていいのではないかと思います。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。石坂委員、お願いいたします。

石坂委員： 先ほどの9ページ目の39行のお話なのですが、「例えば『英語で自然体験』』というところの中に、参考としてというか、願望的な要素なのですが、地域、企業の課題を題材にしたり、地域のボランティア活動に参加して、社会とのかかわりを子供たちがもっと積極的にしていくというような方向感を示すものを入れていただくことができないかなというのと、せっかく認定をとっても地域の学校が活用してくれないと、とった目的というか、意味がなされないと思いますので、体験の機会の場を学校側が教育の一環として多く利用していくなどということも入れていただけるといいかなと思います。

子供たちだけではないと思いますけれども、自発的とか意思の尊重というところを、企業サイドとしても新しいネットワークというか、アイデアがすごく欲しいのです。思い切った発想だったり、全く部外者の人たちが考える環境教育ということだけではないですけれども、企業課題とかも環境課題の1つとして取り上げてくれたりすると、将来性という

かヒントになったりするのではないかと思うので、企業とのネットワークの連携みたいなことも入れていただけるといいかなと思いました。

小澤座長： ありがとうございます。とても大事な視点です。それで、前半のほうに固まっていたので、11ページからの大人、そして(5)、(6)のパートナーシップのところでご意見いかがでしょうか。お願いいたします。

飯田委員： ありがとうございます。そうしましたら、私からは10ページの若者に対する取組のところについて発言させていただきたいと思います。

2点ありまして、1つ目は細かいところなのですが、指出さんのお話にも、最近の若者は狭い意味での環境問題だけではなくて、さまざまな広い意味での社会活動、ソーシャルプロジェクトのようなものに関心のある人が多くて、そういう人たちに、いかに自分のやっている活動は環境問題にもかかわっているのだというところに気づいてもらったり、環境問題を軸にして、もう一回活動を捉え直したりというのが重要だというお話があって、私もそこで共感するところがあって、その具体例として11ページの6行目の冒頭に「このため、地域活性化等」という地域活性化が1つの例として挙げられているのかなと思います。

私自身も4年前に文科省さんのやっぴらっしやる日本ESDユース・コンファレンスに参加させていただいて、ESDに関する活動をしているユースが集まる会議で、毎年1回やっていて、今年度で4回目になるので、恐らく修了者が100人ぐらいいるのではないかなと思っていて、自己組織で任意団体であるのですけれども、ESDジャパンという若者のESD活動のネットワークを今つくっているところです。

この例として、今、地域活性化が挙がっていて、ではESDとか環境教育にかかわるような若者はどういう人がいいのかなと思って4回の名簿をいろいろ見返してみたのですが、ESDで集まる学生として一番多いのは環境に直接かかわる人が多かったのですが、それ以外でも、もちろんここに挙げている地域活性化にかかわる人もいますし、ほかでいうと国際理解とか国際理解教育にかかわる学生とか、食べ物の視点から、自然の恵みをもたらしているので、食育で環境にかかわるような人とか、あとは科学コミュニケーションです。科学と環境はすごくリンクするところなので、科学を伝えるということを通じて持続可能な社会とか環境について貢献していくと。このOBのネットワークとかをみても、地域活性化と併記する形で、もしも加えるのであれば、食育とか国際理解教育とか科学コミュニケーションとかというのは環境教育との親和性も高いですし、例としてはいいのかなと思ったところです。

もう一点が、11ページの最後のところです。14行目以降で、「若者に芽生えた小さな意欲が、より大きな社会の変革につながっていくよう、行政が行う審議会委員として若者を登用するなど」というところはすごくありがたいと思っているところです。

今回、私もこの会議に参加させていただくに当たって、いろいろな同じような仲間たち

にも、この会議に当たってどうかなというような話をしている、それぞれ若者の政策提言をしたりとかというネットワークは今たくさんある状況です。例えば、生物多様性だと生物多様性わかものネットワークという団体があったり、気候変動だとClimate Youth Japanという団体があったり、ESDだと、私も入っているのですけれども、ESDジャパンという団体があったり、社会に向けて自分たちの活動をより高めていくためのネットワークと同時に、やっていることを社会的にも発信していきたいという若者の団体はたくさんあるのです。こういう場に若者を1人入れるだけで、その1人の意見というよりは、その背後にあるネットワークを介して多様な声が入るのかなと思っているのです。

よくあるのが、マルチセクターでいろいろなセクターから呼びましようとか、最近だとジェンダーバランスで男女両方入れましようとかという中に、もう1つ、いろいろな世代を配慮して、世代の多様性も担保するところを、ここに書いてあるように入れていただけるのはすごくありがたいと思いますし、そういう場で発言できるように、若者としてもその背後のネットワークを整備したり、地道な日ごろの草の根の活動を頑張っていきたいと思っているところです。

小澤座長： ありがたい、きつと言葉として宣言ですね。ぜひ後で背中を押しますから、頑張ってくださいということ。

そのほかいかがでしょうか。大久保委員。

大久保委員： 出したペーパーの最後の部分、3ページ目以降のお話をさせていただきたいと思うのですが、1つは主体的な参加が現在既になされている、今の飯田委員のお話にもあったようにさまざまな活動がなされている、そういう活動をどう促進していくかという視点も重要ではないかと思います。

これについては後半部分で幾つか挙げていただいているのですが、少しつけ加えたらいいかなと思うことがあります。まず第1点目としては環境団体の財政助成です。現在、国レベルで一番大きいのは地球環境基金ということになると思うのですが、その総額が年間6億円で対象団体は200程度なのです。今回、欧州調査をしてみますと、最初に日本にもそういう基金があって、海外の団体も応募できるという説明をすると、6億って6億ユーロかとか、200団体って20団体の誤りかとか、などと聞かれ総額が大変少ないという印象があることがわかりました。

例えば、EUではLIFEという仕組みがあるのですが、EUの立法の中に多様な意見を政策の形成や執行に反映させることが大変重要であるという立場から、NGOのインボルブメントと全てのレベルのガバナンスの向上ということが助成目的に明記されておりまして、アドボカシーも含めまして、政策形成推進機能を担保するための助成とプロジェクトベースの助成という2つの柱で助成がなされています。

政策参画機能を担保するための助成というのは日本ではまずほとんどないのですけれど

も、これは組織運営費の助成です。例えばオフィスの借り上げ代金であるとか、事務局の人件費であるとか、全国レベルで政策を議論しようという集まるために旅費がかかったりするわけですが、そういうものをきちんと助成していくということです。このことと、実際に自然再生の事業を行うといったようなプロジェクトベースの助成を行うということと、これの2本をセットでやっています。額も違うし類型にも多様性があるというのが日本との2つの違いです。

さらに、3つ目の違いといたしましては、日本ではNGOが今のところ小さいから、とりあえず最初はこれを支えるのだという考え方なのですけれども、いろいろ聞いてみますと、営利活動と違って公益的な活動は、次第にもうかって資金が入ってくるものではないので、当然、継続的な公金の投入が必要なのだという観点に立ちまして、公益的機能に見合った財源を付与するという基本的な考え方があることがわかりました。

このような観点を検討していくことが必要だと思いますし、そうした調査をするに当たりましては、国内であれ、国外であれ、環境団体自身がそういった調査を請け負って、実際にヒアリングをしてみることによってキャパビルにもつながるのかなと思いました。いずれにしろ、この部分の強化は必要ではないかと思います。

もう1つ、政策形成への参画なのですけれども、これは法律にも条文があります。政策提言のほか具体的制度としては何をを入れていくのかということは、法律上は必ずしも明確にはありませんが、例えば今も若者のほうでさまざまな分野別の政策提言が行われているということがありました。最後のページに書きましたように政策形成に当たって何が一番重要かという、何を課題として捉えるかというフレーミングの段階で、さまざまな立場の方が早期にインプットをして、行政だけでは見逃してしまうような課題、あるいはこういう対策が打てるといった契機を認識し、政策形成に活かしていくということなのではないかと思います。

そうした観点から、ここに書きましたように、地域レベルの政策提言は自治体ごとに注目すべき試みが行われておりますけれども、全国レベルでも従来あるような政策提言に加えまして、地域でのタウンミーティング等々、新たな手法も検討されるべきではないかと考えます。

最後は、報告書案にも入れていただいている協働取組の推進ですけれども、この部分につきましては、先ほど石坂委員からご指摘がありましたように、協働取組でさまざまな成果が上がっていて、その成果がハンドブック等にもまとめられておりますので、そうした協働取組の成果をもうちょっと書き込みまして、そういうものを共有し、そして環境問題、社会問題の同時解決のための事業といったようなものに発展的に展開していくことが必要ではないかと考えます。

以上でございます。

小澤座長： とても最新の情報を入れていただいてありがとうございます。今までいただいた意

見を受けて、池田さんから何かありますでしょうか。

環境省・池田室長補佐： 貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を拝聴しておりまして、先ほど井田委員から「共生」という視点をもうちょっと強調したほうがいいのではないかとご意見がありました。また、石坂委員から、これまでみえてこなかったものの価値を発見するというのが体験の意義であるというご趣旨の発言がございましたが、まちづくりに関わっている方との交流、企業の課題の発見などは、そうしたものに通ずるかと思えます。自分の世界とは異なる世界をつなげる、まさに共生というところをうまく取り扱っていくと、皆様のご意見を反映できるのではないかと感じた次第でございますので、ちょっと工夫をしながら、本日の議論を整理していきたいと思えます。

小澤座長： ありがとうございます。共生という視点から、いただいた意見を取り入れていくという形で。森林のことを考えても、多分古い木造家屋、例えば公共施設は、森に生えていた年代は使えるということで、それをどう地域の資源として活用していくかという取組はあちこちで、企業から助成金を出している組織もありますけれども、そういったものも含めて協働のあり方にもつながっていくと思えますので、ぜひそういう事例も多くしたほうが。文章そのものを書くか、あるいは注のところに書くかですね。そういうところを考えていただいて、ご意見をまとめていくということがもしかすると必要かもしれないです。ただ、財政的な基盤をどうするかというご意見を大久保委員からいただいたのですが、なかなか難しいですね。プロジェクトベースでいただけるのは少なく、人件費ももらえない中で、どう次のステップに行くのかという課題がたくさんありますので、どうするかというところもあります。でも、そこがちゃんと整備されていないと若者たち、ユースがいろいろな角度から集まっても、次のステップにつながらないということにもなるわけです。そして、多分それは地域の大人に対する取組も同じことになっていくのではないかと思います。

私はこの間、ユースの活動表彰式に行っているときに、こどもエコクラブの方からいわれたのは、みんな高校生は、地域でこどもエコクラブの活動をしていた人ですという意見をいただいて、それが具体的に地域の課題をユースの活動として、学校の先生のお知恵もいただき、地域の方の雇用まで生み出している取組にも結びついている展開がありましたので、今回は基本方針をきちんとまとめていく報告書ということになっていくわけですから、そういった視点を少し広げて捉えていただけるような書き込みをしなければいけないということで、私は何となく右にずらしていけばいいのかなと思いつつながら、自分だったらどう書くのだろうとメモをとるだけでも大変でしたけれども、なかなか難しい課題を与えていただきました。でも、大きな筋はいいわけですね。ただ、今、皆さんからたくさんいただいたご意見をどう反映していくかということで、そろそろ時間もありますので、ご意見……畠山委員、お願いしたいと思えます。

畠山委員： どこに入るかがちょっとわからないのですけれども、学校、企業、民間の団体、もう1つ、行政の職員の方も入れてほしいのです。というのは、今、三陸沿岸部は災害復旧工事をやっていますけれども、自然のことを余りにも知らない行政の職員の方が非常に多い。林野庁さん、国交省さんが主な事業主、県も市町村もそうですけれども、主に土木系なのです。自然に配慮したという工事の事例を検証しに行くと、ちょっと的を外し過ぎている事例が余りにも多いので、ぜひ行政の職員、特に担当の技術者の方々、土木の技術者は土木のことにはすごく精通しているのですけれども、環境のことには余りにも無頓着過ぎるので、そこを何とかこの法の中に反映できたらいいのではないかとふと思いました。

小澤座長： なかなかどのように書き込むかは物すごい大きな宿題ですけれども、今、技術は技術レベルでも専門化され過ぎてきているということでしょうか。そこを全体にみるということと、ホリスティックにみていく、あるいはつながりてみていくという視点が、技術教育の中にももしかするとないのかもしれないのです。我々、自分の住んでいる地域でも、せっかく場の記憶としての森が、刈り方とか木の手入れの仕方がなっていないというおしかりを地域住民からいただいたりしながら、行政の方は行政の方で一生懸命やっていますが、住民に危害を加えない手入れのほうで、その場の記憶としての森のもつ意味が何となく受け継がれる場がなくなってきているという感覚が私もありますので、その辺、また加えていただければありがたいと思います。

畠山委員： コンサルの担当者の方々や行政の担当者の方々が、住民の意見等を反映していろいろな公共事業をやるわけですけれども、その中に教育が入ればいいと思っているのが、できたら議員の方々も教育の枠の中、環境教育にぜひ参加していただきたいというのが現場の意見でして、それをここにはどこかに入れられないかなと、ちょっとご検討いただければと思います。

小澤座長： その辺は、またこちら側に並んでいらっしゃる方にも意見を伺いながら多分進めていくと思いますので。

それでは、石坂委員、お願いいたします。

石坂委員： 最後の貴重な時間を済みません。体験の機会の場の研究機構の代表として1つお願いしたいことがあるのです。13ページの協定制度の中に1文追記のお願いという形になるかと思うのですが、我々の研究機構が何を活動するのかということを示していただけないかなと。地域外、または海外に向けて、地域の体験の場としての魅力を発信していく企業を増やしていきたい。企業や団体の掘り起こし活動をするとともに、体験プログラムは具体的にどういうものを特長として持っていくのか。体験活動を実践できる人材の育成とい

うことも研究機構の中の課題として取り組んでいきたいと思っていますので、そういったことを1文、目的を載せていただけないか。

あとは、国との協定ですから、何を目指して、目標の方向性をどうしていくのかというところも具体的に記載事項として検討していただけたらありがたいかなと思います。

小澤座長： ありがとうございます。では、大久保委員。

大久保委員： 先ほどの畠山委員のご指摘は大変重要だと思うのですが、端緒となるところを申し上げますと、きょう資料として置いてある基本方針35ページのアの環境に関する研修等の充実のところをみていただきますと、現在の基本方針におきましても、「行政のみならず、立法、司法、全ての機関の職員が通常の業務や各種の施策を実施する際に、環境への配慮を織り込むため」の研修を受けるということが書き込まれております。ここの部分の記述をもう少し充実させるということかと思えます。

このことは国際的にも大変重視されておりまして、立法とか行政に実際にかかわって、いる方々、公権力をもっている方々がきちんとESD的な考え方を身につけることが重要だとされています。そのような観点から、きょう最初にご紹介させていただきましたバリガイドラインにおきましても、専門性をもっている重要な役割を果たしている行政、立法、司法の全ての職員のキャパビルということが強調されております。まさに現行の基本方針もその方向で、その重要性を認識した形で構成されていると思いますので、ここの部分を充実させれば非常に調和的な記述になるのではないかと思います。

以上です。

小澤座長： ありがとうございました。いろいろと大きい課題から言葉の概念をきちんと立てるところ、具体的に述べるところなどご指摘いただきましたので、もし言い足りないことなどは、事務局に文章的なものでご意見をいただいても結構と思いますので、きょうお示しましたものに加えていただくとか、そういったこともやっていただいて、次回まで少し考えていただく、環境省の方にご意見をいただいて私の役割は終えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

環境省・池田室長補佐： 本日は長時間にわたりまして本当にありがとうございました。今、座長から意見ということがございましたが、スケジュール的なこともございます。次回、3月19日ということで、そのときにはこの報告書をまとめ上げる必要がございます。もし追加意見等がありましたら、できれば今週中に事務局まで適宜の方法によりご連絡をいただければありがたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

また、次回でございますけれども、こちらの報告書とりまとめにあわせて、先ほど来、話題に上っております基本方針の見直しに向けた議論をしていただく予定でございます。

す。次回、報告の改定案に併せて、今回の検討を踏まえた基本方針の案もお示ししたいと考えております。基本的には、今回の議論の内容を追記するというイメージでおります。

いずれにしましても、次回でこの報告書を固める必要がありますので、ご意見があれば今週中によろしく願いいたします。

小澤： それでは、ご協力ありがとうございました。

——了——